

施設等従事者の PCR 検査事業 Q & A

【対象者について】

Q1:対象者、対象施設の範囲はどのようになっていますか？

A1:高齢者施設・障害者施設(入所、通所、訪問)、小・中学校、保育園・幼稚園等を予定しています。

対象者については、それぞれの施設で勤務している従事者で、常勤、非常勤、パート等も含まれます。また、業務の一部を委託している業者が、同じ施設内で勤務している場合も対象者に含まれます。

※施設の入所者は対象外ですので、ご注意ください。

Q2:症状がある人は検査を受けてもいいですか？

A2:症状がある人は、この検査の対象ではありません。

検査の申し込みから結果までに 時間を要しますので、症状がある方はまずは、医療機関への受診をお勧めします。その際、医師が新型コロナウイルス感染症の検査が必要と判断すれば保険診療で検査ができます。

【検査について】

Q1:従業員数が多く検査を1回にまとめることが難しいので、分けることは出来ますか？

A1:週一回の受検を可能としておりますので、従業員数が多く、1回で取りまとめることが困難等の理由がある場合は、別の週に分けて検査していただければと思います。

Q2:この検査は申し込みから結果まで何日で出来ますか？

A2:申し込みから結果までは約9日間かかります。

検査の詳細につきましては、コールセンターがございます。ご不明なことがありましたら、電話又はメールにてお問合せください。

電話 050-1741-3930

メール <https://pcr.helpo.jp/contact/>

Q3:検査の申し込み期間を教えてください。

A3:申し込み受付期間は、令和4年10月～12月です。

申込用サイトで検査枠が空いている日が申込可能です。

申し込み終了は12月下旬になりますが、検査の空き状況では、12月下旬には枠が埋まってしまい、申し込みが出来ない場合がありますので、ご了承ください。

Q4:検査の流れを教えてください

A4: ① 検査の申し込み・受付

- ・施設等からの申し込み受付は委託業者の専用ウェブサイト上で行います。
- ・申し込み開始日から約3～4日後以降で検査受付が空いている日が指定できます。
- ・申し込みの前に、施設管理者等が、委託業者が提供する検体の梱包に関する説明動画を視聴し、簡単なテストを受けてもらいます。

② 検査対象者への説明・同意取得

- ・施設管理者等が、委託業者が提供するマニュアルを参考に検査を希望する施設等従事者に検査や専用アプリ登録についての説明及び検査の同意取得を行います。

③ 検体採取・回収・運搬

- ・検体採取は施設等従事者が自ら行い、施設管理者等において取りまとめを行います。
- ・提出する検体は唾液で、指定の容器で採取します。
- ・梱包に関する説明動画どおりに検体を梱包し、回収に来た委託業者へ渡します。

④ 検査結果の通知

- ・検査終了後、委託業者が施設管理者や施設等従事者に電子メール等で通知します。

Q5:この検査は必ず受けなければならないですか？

A5:希望者検査（任意検査）ですので、強制ではありません。施設側で本人同意を取ってもらった上で、検査をして下さい。

Q6:施設としては、受けてほしいと思うが、受けない人がいる場合は?

A6:希望者検査（任意検査）ですので、強制で検査はできません。また、仮に陽性となった場合は、本人に確定検査を受けて頂く必要があります。今後のこともありますので、施設側で本人同意を取ってもらった上で、検査をして頂きたいと思います。

Q7:受検のタイミングは、どの時期にすればいいのか?

A7:市内の感染状況や傾向などを、施設所管課を通してのメールや通知、市のHPを活用して、適宜、情報提供していきます。

施設側は感染状況を参考にこの事業を有効に活用していただければと考えております。また、学校や保育園等においては、例えば、施設内で大きな催しの開催も予定されであろうかと思っておりますので、そういった場面などで活用いただくことでも良いかと思っております。

Q8:個人で申し込むことは出来ますか?

A8:施設単位での申し込みとなりますので、個人でこの検査事業に申し込みはできません。どうしても、個人で検査を希望される場合は、医療機関で医師に検査を出来るか相談して頂きたいと思っております。

Q9:個人情報は大丈夫でしょうか?

A9:施設管理者の方には検査対象者の方の情報を管理していただきますが、検査時の個人ごとの検体はバーコードを貼ったシールで管理されるため運送業者などに個人情報が洩れることはありません。アプリ及び施設管理者システムには氏名等を登録する必要がありますが、仮名（ニックネーム）でも構いません。

ただし、検査結果が陽性となった場合は、確定検査が必要ですので、受検者から保健所に報告して頂くことはあります。

Q10:スクリーニング検査結果が出るまでは、施設は休業する必要があるのか?

A10:休業する必要はありません。しかし、検査結果が陽性となった受検者は、確定検査を受ける必要があります。なお、確定検査の結果が出るまでの間は、仕事を休んで頂きたいと思っております。

Q11:新規採用等でHPのリストの従業員数より増加したが、何らかの手続きが必要か。

A11:リスト上の従業員数よりも、現時点での従業員数が増えてしまった場合についても、システム上入力可能であれば、そのまま申込みいただくことが可能です。
入力できない場合については、お問い合わせ窓口にご相談ください。

【陽性対応について】

Q1:この検査で陽性となった場合はどのように対応すればいいのか?

A1:この検査の過程には、医師が関与せず、確定検査にはならないため、陽性又は陽性疑いの結果が出た場合は、かかりつけ医又は福岡県診療・検査医療機関に相談して頂き、確定診断を行う必要があります。

●福岡県診療・検査医療機関リスト(筑後地区)

久留米市ホームページ [陽性と診断された方へ\(発生届出の対象者が限定されました\)](#) の中【陽性となっていない方】の診療・検査を行う医療機関一覧 をご覧ください。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1070kenkou/2040hokeneisei/3005cov2019/2022-0713-1345-207.html>

その他ご不明な時は、[久留米市新型コロナウイルス相談センター\(0942-30-9335\)](#)に電話してください。

Q2:施設で陽性者が出た場合にこの検査は使えるのか?

A2:陽性者が出た場合は、保健所から施設等に聞き取りをさせて頂き、必要な接触者に行政検査をしますので、この検査は使えません。

この検査事業は、あくまでスクリーニング検査ですので、陽性者が出た場合は、保健所での行政検査を実施します。